

議会基本条例の前文案

奈良市議会は日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき、市長との二元代表制の特性を基礎とする議会の機能を高めることにより、市民主体の市政及び自立した自治体構築を推進し、市民の生活の安定及び福祉の向上並びに住民自治の発展に寄与するとともに、本市の都市像である「市民が育む世界の古都奈良」にふさわしい伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりに努める。

このため本市議会は、政策立案、行政監視、論点開示などを積極的に行い、情報公開、住民参加を活用しながら市民の負託に応えていかなければならない。

また、本市議会議員は、市民の公共的な意志の代表者として自覚を持ち、倫理を重んじ、自主・自立を原則として活動しなければならない。

本市議会は、これらの理念と目的を達成することを誓い、議会の最高規範として、この条例を制定する。